

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	淵5区 (淵5区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】① 担い手等が確保できていない。② 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある。③ 耕作を継続していきたいが、農業所得が低いことや農地の状況が悪く、傾斜地のため、法面・農道等の管理が過重な負担となっている。④ 鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している。⑤ 集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている。⑥ 構成員(自治区)の高齢化、人口の減少、空き家の増加が進行している。そのため、役員のなり手がない。交通手段のない家庭も多くなり地域の交流に支障が生じ、コミュニティ機能が低下している。

【対策】①後継者不足が懸念されるため、若者が仕事と兼業できる環境をつくらなければならない。②高齢化については、お互いが助け合う状況が求められる。③地域の維持が困難になる状況のため、外部からの助力が必要と考えている。

主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域資源を生かした特産品の生産や加工販売に取り組むこと、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ることを目指す。また地域の所得向上に向け作物のブランド化に取り組みたいと考えている。傾斜地のため大きな負担となっている畦畔の草刈の軽減としてラジコン草刈機等の導入を検討したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当面は現状維持をしていくが、今後離農者が出た場合は中心となる経営体に農地を集積し、低コスト化を図りながら耕作放棄地にならないよう農地保全に努める。 ・認定農業者に集約するように協力していく。 ・農用地の集積、集団化を進めるため、農作業の軽減化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区は、旧庄内町において、昭和33年から5ヶ年計画として農地の交換分合の推進として「県営圃場整備事業」に取り組んできた。そのお陰で農地面積が拡大し、農業の継続や他者への委託が進んだ。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
①ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。 ②農業を継続するために、新規就農者の確保に取り組みたい。まずは、交流や研修から始めていければと考えている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
草刈作業、猪対策に苦労している。それらのサポートを希望したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
①猪被害防止のため、地域内の管理ができない農地を草刈組織を構成して実施している。 特に 被害の多い箇所は、侵入防止柵、電気柵などを設置している。 ⑦地域内の農地・農道の草刈、水路草刈・泥上げ等の管理(修繕)を行っている。